

京都市南区まちづくり、はじめの一步応援事業補助金審査会市民公募委員選考要領

(目的)

第1条 この要領は、京都市南区まちづくり、はじめの一步応援事業補助金審査会における市民公募委員(以下、「委員」という。)の選考について、その手続及び基準を規定することにより、公正かつ合理的な選考を図ることを目的とする。

(手続)

第2条 委員の選考の手続は、次の手順で行うものとする。ただし、(3)の手順については、必要に応じて実施するものとする。

- (1) 応募要件の確認
- (2) 書類審査
- (3) 面接審査
- (4) 委員の決定(委員1名を決定する。)
- (5) 応募者への通知

(提出書類)

第3条 応募者には、応募に際して以下の書類の提出を求める。選考に際して必要があると認めるときは、追加の書類を求めることがある。

- ・ 京都市南区まちづくり、はじめの一步応援事業補助金審査会市民公募委員 応募用紙(以下、「応募用紙」という。)

(選考)

第4条 委員の選考は、以下のとおり行う。

- (1) 書類審査

ア 目的

応募用紙において、意欲や積極性、表現力等を審査する。

イ 審査

各選考者が、応募用紙に記載された内容について、限られた字数で、簡潔に自分の考えを相手に分かり易く表現されているかなどの観点も踏まえて、別表に掲げる審査基準の各項目にAからCの評価を行う。(計100点)

- (2) 面接審査(必要に応じて実施)

ア 目的

候補者の適正について審査する。

イ 審査

各選考者が、候補者の審査について、次の視点で各項目にAからCの評価を行う。

(計100点)

- ・ 自分の考えを正しく、論理的で分かりやすく説明しているか。
- ・ 質問事項について、正しく理解して、答えているか。
- ・ 受け答えの姿勢など委員としてふさわしいか。
- ・ そのほか、委員として必要な資質を有しているか。

(3) 委員の決定

選考者合議の下、審査により適正があると判断された者のうち、成績上位者を委員候補として選出する。ただし、採点結果が一定点数（平均50点）以上を満たしていない場合又は委員を担う能力が不足していると判断された場合のいずれにおいても、順位にかかわらず不採用とする。

(4) 選考者

- 南区役所 地域力推進室長
- 南区役所 地域力推進室 総務・防災課長
- 南区役所 地域力推進室 企画連携課長
- 南区役所 地域力推進室 まちづくり推進課長

(応募者への通知)

第5条 選考結果は、文書で応募者全員に対して通知する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和8年4月1日から実施する。

別表（第4条関係）

応募内容		A（20点）	B（10点）	C（0点）
応募理由		・ 応募理由が明快かつ妥当である	・ どちらとも言えない	・ 明快でない ・ 妥当でない
レポ ー ト の 内 容	意欲	・ テーマに強い意欲、関心が感じられる	・ どちらとも言えない	・ テーマに強い意欲、関心が感じられない
	・ 積極性	・ 新たな視点を注ぎ、審査会を充実させることが期待できる	・ どちらとも言えない	・ 新たな視点を注ぎ、審査会を充実させることが期待できない
	文章のまとめ	・ 定められた字数に納まっている ・ 内容がまとまっている	・ どちらとも言えない	・ 定められた字数を大きく超えている又は、下回っている ・ 内容がまとまっていない
	その他 総合評価	・ 優れている	・ どちらとも言えない	・ 優れていない